

(案)

令和3年3月16日全員打合せ会

長久手市議会基本条例の見直し状況について（報告）

議会運営委員会委員長 ささせ順子

検討期間 令和2年4月24日から令和3年2月16日（会議数17回）

① 議会基本条例第22条の見直し手続きについて（議論5回）

【検討課題】

「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。」の条文のうち「できるだけ速やかに」という表現が性急さを強調するきらいがあることから条文の表現について検討した。

【検討結果】

「議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と条文を改正する。令和3年第1回定例会に上程する。

② 議会基本条例第21条の災害時の対応について（議論7回）

【検討課題】

既存の大規模災害時における市議会の対応に関する規定（災害対策行動マニュアル）は、市議会の行動原則となる「地域防災計画」が、新型コロナウイルス感染症に該当しなかったことから、

- ①新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等を災害とみなすか否か
 - ②条文を改正するか否か
 - ③既存の行動原則に加筆・修正すべきか、新たに感染症に特化したマニュアルを作成すべきか
- について検討した。

【検討結果】

新型コロナウイルス感染症の実態が医学的に解明されていないことから、具体的な対処について、新たなマニュアルを議会で作成することは現状困難とした上で、既存の災害対策行動マニュアルに新型インフルエンザ等感染症発生時の行動基準を加筆した。条文は改正しないこととした。

③ 議会基本条例第7条 政務活動費の運用指針見直しについて（議論6回）

【検討課題】

政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針の見直しについて検討した。

【検討結果】

新たに調査研究前後の研修と、研修前後の調査研究にも政務活動費を充てることができることとした。また、資料購入費についてはインターネット上の有料記事に政務活動費を充てることができるとし、

- ①書籍等購入代に「オンライン閲覧料」を追加した。
 - ②新聞、雑誌などの定期購読料に「オンラインを含む新聞、雑誌」を追加した。書籍等をインターネットで、クレジットカード購入する際、明細書・領収書が手に入らないケースがあるとして、明細書・領収書に代わるものとして「支払った金額が証明出来るもの」とした。
- 会議費における「茶菓代」は削除することとした。

④ 議会基本条例第15条 議会事務局の体制整備について（議論2回～）

【検討課題】

事務局体制の強化について

- ①正規職員が5～6人必要ではないか。
- ②職員は在職年数が長く、事務局経験者が市長部局で一定の経験を積んだ後、再び事務局に戻る等の人事政策を検討してはどうか。
- ③委員会の会議録作成を外部委託し、事務局の負担を軽減してはどうかということについて検討した。

【検討結果】

職員人数については事務室の面積から、現在の5人体制からこれ以上増員は難しいが、職員は事務局経験者で、他部署でも経験を積んだ職員が配置されている。令和2年度から会議録作成支援システムが導入されたことにより、委員会の会議録作成はこれまでどおり外部委託しないこととした。

⑤ 議会基本条例第9条 議会選出の監査委員について（議論1回）

【検討課題】

平成29年の地方自治法改正によって、議会選出の監査委員が選択制となり、自治体ごとに判断が可能となったことを受け、議会選出の監査委員を廃止するか継続するか、議会全体で議論・勉強していくべきではないか、との検証会議の意見について検討した。

【検討結果】

監査委員は決算の結果を見て判断するのに対し、議員は予算から決算まで全体の流れを見ることができる。監査委員は議会の視点とは異なるため、これ

まで通り、議会の視点を維持した方がよい。外部委託すると費用がかかることから、執行部から議会選出による委員を要望されていることなどから現状維持とした。

⑥ 議会基本条例第16条 議会図書室の設置について（議論2回）

【検討課題】

調査研究に資するための図書資料の充実や、パソコン環境の整備等の見直しについて検討した。

【検討結果】

現在、図書室を設置できる場所が無く、予算も限られているため現状維持とした。

※希望する図書のリクエスト制度や、中央図書館と提携したレファレンスサービス設置を求める意見有り。議員控室で購読できる新聞5紙における必要性の有無については、タブレット導入後に改めて再検討することとした。

⑦ 議会基本条例第14条 議員研修の充実強化について（議論2回）

【検討課題】

全議員で同じ内容を学ぶことは重要であるため、4年間、1つの同じテーマを深く掘り下げて研修を行うなど、研修テーマの選択方法の在り方について検討した。

【検討結果】

社会情勢に応じて学ぶべき課題は異なる事が予想されるため、任期を通して同じテーマに絞る必要は無い。また、研修テーマは毎年、議長から全議員に意見を求める現状の方法を維持した上で、議会運営委員会においても話し合うこととした。

※改選後、事務局による事務についてのガイダンスは行われている。今後は更に基本的な議会のマナー等を含めた新人議員への研修が必要であるという意見で一致した。